

臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン Q&A

Q1 体温測定をせずに登校した児童生徒にはどのように対応するか。

- A:** 保健室等で検温、健康観察を行います。
- ・検温、健康観察とも異常なし
→手洗い又は手指の消毒を実施し、教室等の活動場所に移動させる。
 - ・発熱等の症状あり
→手洗い又は手指の消毒を実施し、保健室など別室に移動して詳細に健康状態を把握する。必要に応じ、保護者が迎えに来るまで休養させる。

Q2 校舎等の消毒は、どのように行えばよいのか。

- A:** 別添の「校舎等の消毒について」を参照ください。

Q3 登校日において、「通常の授業は行わず、毎週の学習課題の提示や学習状況の確認を行う」とあるが、市や学校の判断で通常の授業を行うことは可能か。

- A:** 今回の登校日は、臨時休業期間中の登校日であることから、教育課程に位置付けた通常の授業は想定していませんが、学校や市町村教育委員会の判断で実施することは可能です。

Q4 分散登校日における指導を、週2回以上や2時間以上実施してよいか。

- A:** 感染拡大防止の観点から、週2回程度で滞在時間は2時間程度が望ましいと考えますが、学校や市町村教育委員会の判断で実施することは可能です。

Q5 登校日において、部活動を実施することは可能か。

- A:** 臨時休業の期間中は原則として児童生徒の活動は停止することをお願いしています。なお登校日においては、児童生徒の心身の健康状態や学習状況の把握等を行うことを考えていますが、登校日の時間内にクラブ紹介を実施するなどの方法も考えられます。

Q6 登校してきた児童生徒から新型コロナウイルスに関する偏見や差別・いじめに関する相談があった場合はどうすればよいか。

A: 悪ふざけも含めた偏見や差別・いじめ行為は人権侵害であり、断じて許されるものではありません。速やかにいじめ対策組織で情報を共有するとともに、被害児童生徒等に寄り添う姿勢で対応してください。必要に応じて、関係機関等と連携を図り対応してください。

また、いじめに限らず、児童生徒等が悩みや不安について、相談できるよう改めて、次の相談窓口を参考に児童生徒等・保護者に周知徹底するようにしてください。

●『LINE相談』大阪府教育センター

毎週月曜日 17:00~21:00 (受付は 20:30 まで)

※令和2年4月7日(火)、4月8日(水)、5月6日(水)、5月7日(木)も実施します。

●『すこやか教育相談24』

電話：0120-0-78310(無料) 24時間対応の電話相談窓口です。

●『すこやか教育相談』大阪府教育センター

「すこやかホットライン」(子どもからの相談)

電話：06-6607-7361 Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

「さわやかホットライン」(保護者からの相談)

電話：06-6607-7362 Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

電話相談：月曜日～金曜日 9:30～17:30 (祝日・年末年始は休みです)

Eメール相談：24時間窓口設置 (但し回答は後日)

FAX相談(06-6607-9826)：24時間窓口設置 (但し回答は後日)

面接相談：学校を通しての予約が必要です。(祝日・年末年始は休みです)

Q7 学校が設定した登校日において、活動中や登下校の際に児童生徒が負傷した場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象となるか。

A: 対象となる。

【根拠法令】

学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

※ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金の基準に関する規則

学校管理下の範囲 (施行令第5条第2項第2号省令第26条)

【学校の教育計画】とは

教育計画は、必ずしも年間、月間、あるいは週間とあらかじめ定められたものとは限らない。必要に応じて学校が計画したものを含む。

Q8 感染拡大防止対策のため、教職員が留意すべきこと何か。

A: 教職員も児童生徒と同様に、出勤前に毎朝自宅で検温等を行うなど、健康観察を実施するとともに、適切な健康管理に努め、健康状態に不安がある場合は、学校へ連絡し無理な出勤を避けるようにしてください。

また、集団感染が起こりうる学校で勤務していることを念頭に、日常生活において、クラスターのリスクを高める3つの条件が重なる場所には参加を避けるようご留意ください。

Q9 児童生徒の心身のケアのために留意すべきことは何か。

A: 「登校開始後（休業中の登校も含む）の児童生徒・保護者のケアのために」（令和2年4月3日付け教小中第1068号）を参照ください。

支援学級における対応については、次の「府立支援学校にかかるQ A」も参考にしながら適切に対応願います。

担当：支援教育課 支援学級グループ（内線 5496）

【府立支援学校にかかるQ A】より抜粋

Q 登校日における活動については、どのようなものが考えられるか。

A：以下の事項等が考えられる。

① 学校再開後の教育活動等の円滑な実施に向けて、家庭（放課後等デイサービス）等で行える課題を計画的に提供することが重要であることから、登校日には、家庭（放課後等デイサービス含む）等で自主学習ができるような課題を配付し、それについての補足説明を行う。

② 自宅でできる家庭学習教材等の紹介や取組み方法に関する説明を行う。

<参考>

●小中学生に向けた家庭学習教材等について（大阪府教育庁 小中学校課）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakunennbetukatei/index.html>

●子供の学び応援サイト（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

③ 身体の使い方などの健康観察を行う。

*③をする際には、教員は手指を消毒するとともにマスクを着用すること。

④ マスクの作成を行う。

<参考>

●マスクの作成方法について

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

Q 医療的ケアが必要な児童生徒等の登校はどのように判断するのか。

A：医療的ケア児が在籍する学校においては、地域（特に校区内）の感染状況を踏まえ、校内の感染症罹患状況（風邪様症状を含む）を学校医に情報提供して、主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をしてください。

とりわけ、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等については、同様に、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断してください。

Q 教職員のマスク着用については絶対か。そもそもマスクが不足している。
また、聴覚支援学校では教員の口元の動きを児童生徒等に見せることが必要。

A：感染予防の観点から、原則着用をお願いします。

ただし、マスクで顔を覆うことで不安になる児童生徒等がいたり、聴覚障がいの子

生徒等への指導において口元を示す必要がある場合等、必要に応じてマスクを外す・ずらす等、個々の障がいの状況に応じた対応をお願いします。

その際、可能な限り一定の距離を保つ・大声を出さないなどの、感染予防の観点をふまえてご対応ください。

また、ご存じのようにマスクの入手は困難な状況です。校内において、マスクが不足している場合は、以下のホームページを参考にしてマスクを作成する等、ご協力をお願いいたします。

<参考>

- マスクの作成方法について

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html